

地方法人課税の見直しと大阪府財政

平成30年8月29日(水)
大阪府 副知事 濱田 省司

1. 大阪府意見のポイント

◇ 地方法人課税等については、近年、大都市部に大きな減収を伴う税制改正が相次いで行われている。

この上に更なる多額の減収をもたらす改正は、計画的な財政運営に必要な予見性を損ない、成長に向けた投資や、改革努力・意欲を損なうものであり、容認できない。

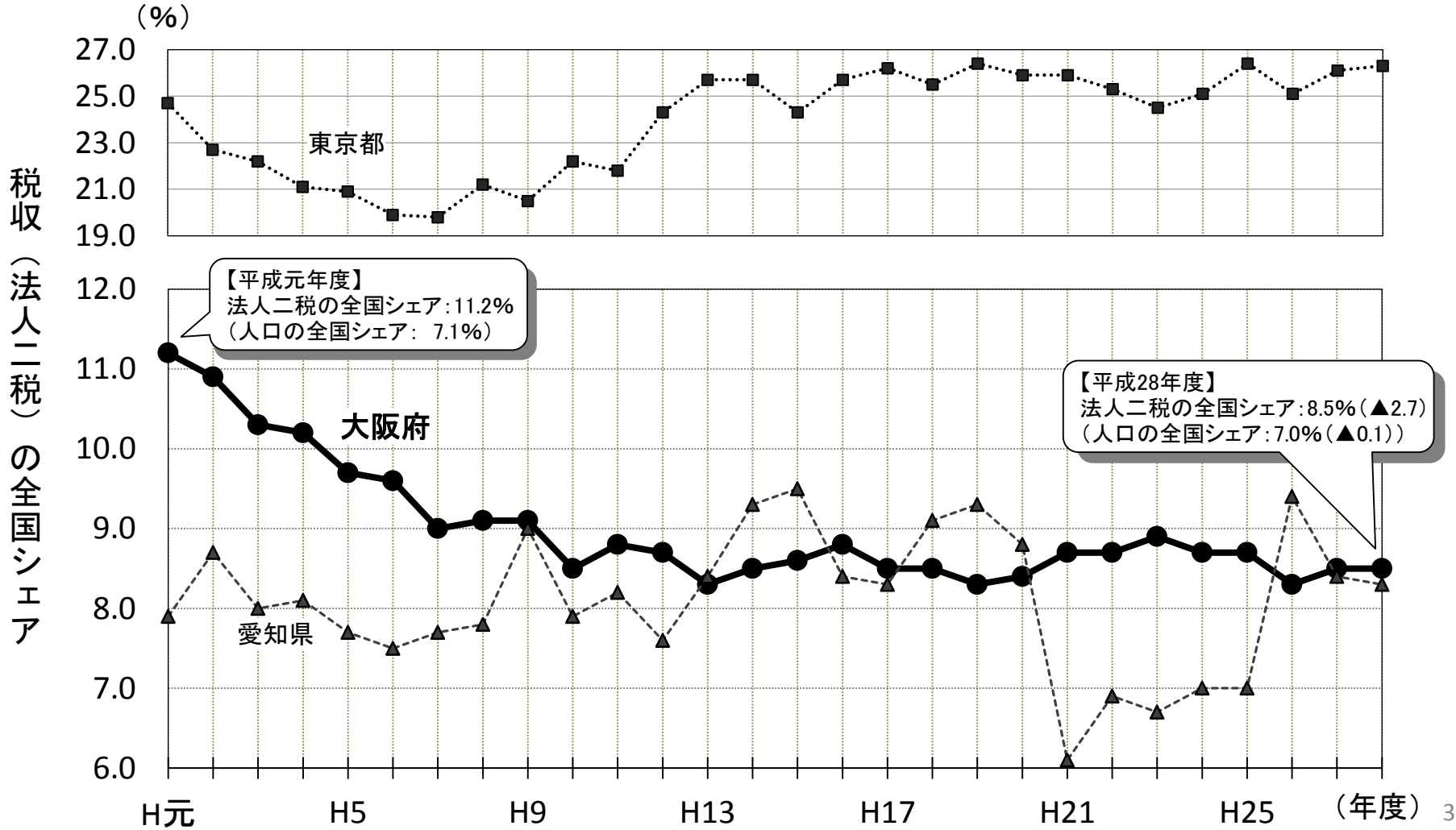
〔 仮に、大都市部に大きな減収を伴う更なる税制改正が必要な場合には、本府の財政運営に支障が生じないように、適切な財源措置を講じること。 〕

◇ 偏在が小さい地方税体系構築のためには、単に法人に課する地方税を国税化し、地方譲与税や地方交付税の形で再配分するのではなく、地方消費税の一層の拡充など、地方分権の観点に沿って税制全般のあり方を検討すべき。

2. 大阪府の財政状況

(1) 大阪府の税収(法人二税)の全国シェア

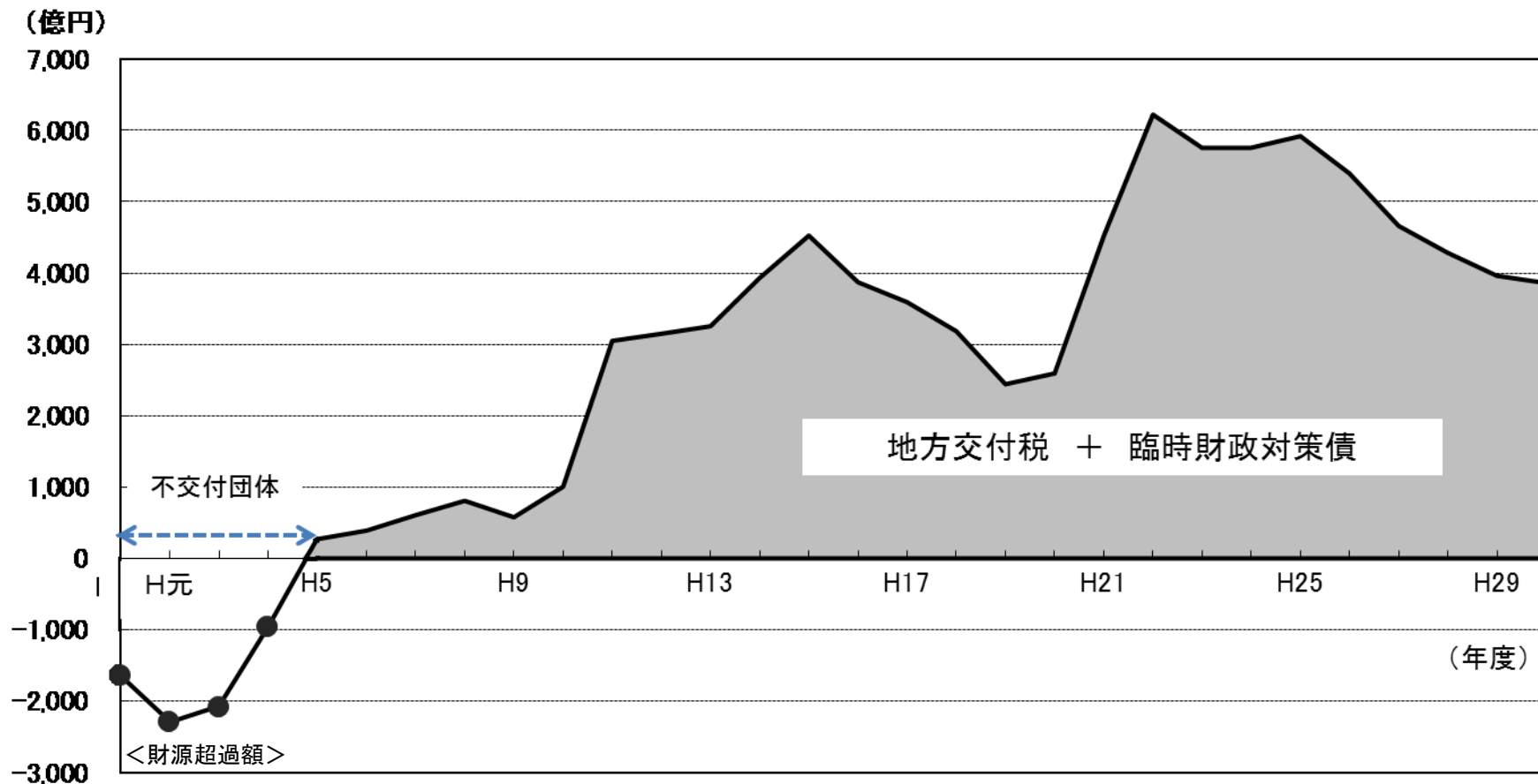
バブル経済の崩壊後、大阪府の法人二税の全国シェアは大幅に低下



2. 大阪府の財政状況

(2) 大阪府の地方交付税等交付状況の推移

平成5年度以降、地方交付税の交付団体に転じ、現状では約4,000億円の財源不足

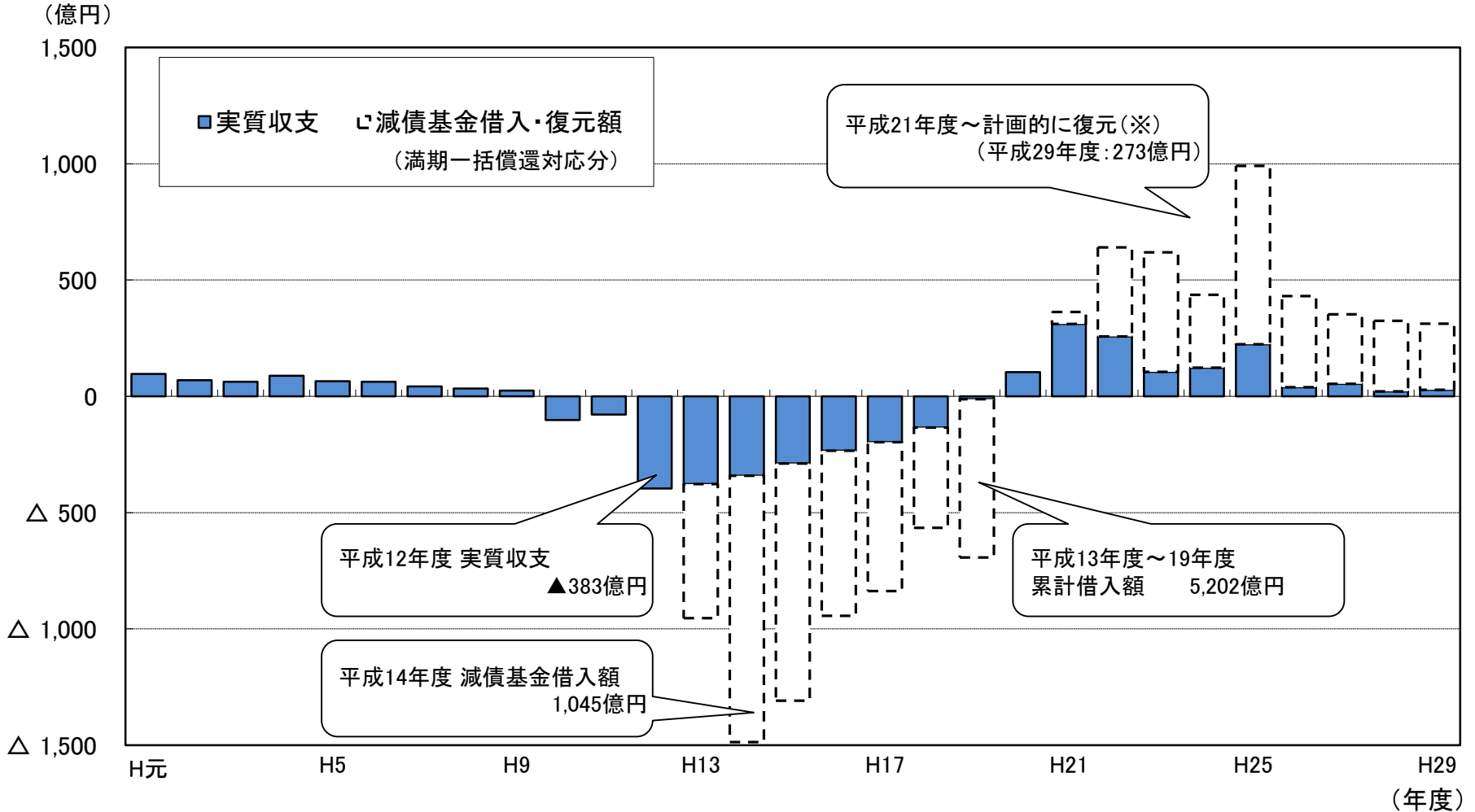


(注) 地方交付税等は、地方交付税(決定額)に臨時財政対策債発行可能額を含めたものとしている。

2. 大阪府の財政状況

(3) 大阪府の実質収支及び減債基金借入れ・復元額の推移(平成元～29年度)

赤字体質であった財政構造を徹底して改革、平成20年度以降は実質黒字転換



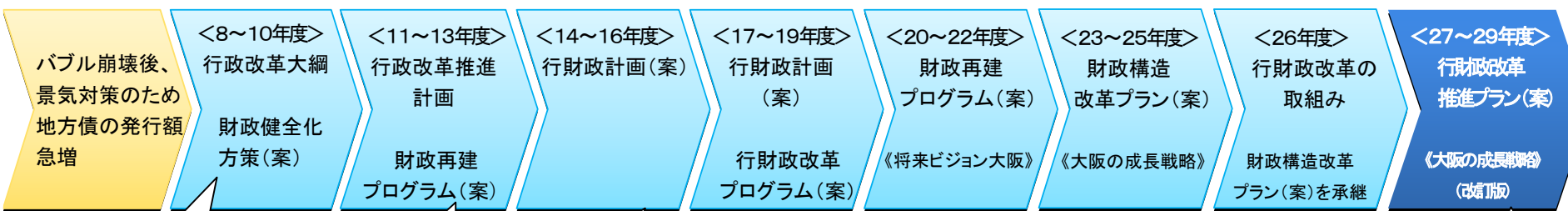
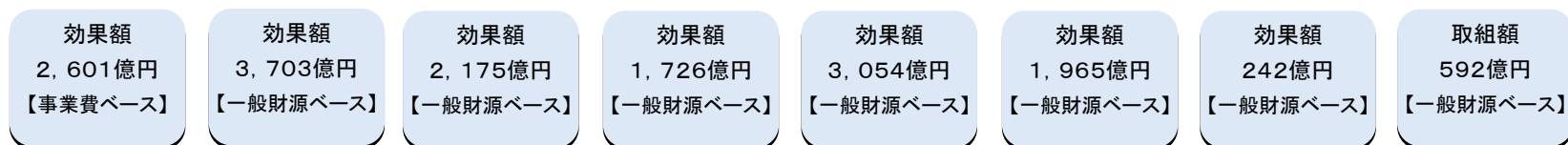
(※) 復元額には、計画的な復元のほか決算剰余金の1/2(大阪府財政運営基本条例第20条)の編入等がある。

2. 大阪府の財政状況

(4) 行財政改革の取組み

- ・ 厳しい財政状況を踏まえ、全国に先駆けてこれまで様々な行財政改革の取組みを実施
- ・ 平成20年2月以降、かつてないスピードで改革の取組みを推進

■ 平成8年度以降、厳しい改革を実行(効果額は、最終予算額ベース)



歳出削減(シーリング) 建設事業△30% 一般施策△10% (H9~H10)	歳出削減(シーリング) 建設単独△50% 一般施策△30% (H11)	歳出削減(事業・施策評価) 休廃止273事業(最大) (H12~19) 職員昇給延伸 (H11~H19)	歳出削減(事業見直し) 休廃止499項目(H21) 出資法人見直し 全43法人→存続9法人 (H20~H22)	職員給与カット 給料: 一般職△16%~△3.5% 退手: 一般職△10%~△5% (H20.8~H22)	職員数削減 H7:16,953人 → H29:8,464人 (△8,489人)
--	---	--	---	---	---

2. 大阪府の財政状況

(5) 成長に向けた取組み

「大阪の成長戦略」のバージョンアップ

平成30年3月改訂

日本の成長をけん引する東西二極の一極（副首都）として世界で存在感を発揮する都市

『価値創造(ハイエンド)都市』、『中継都市』というめざすべき都市像を堅持したうえで、より具体的将来像を提示

スーパー・メガリージョンが将来形成される中で、大阪が世界に存在感を示す拠点都市となるための個性と産業競争力の強化

アジア諸国と結びつき、その社会課題解決や市場ニーズを取り込んで共に成長する循環を構築

人口減少、少子高齢化の中でも成長を実現でき、人材の力が最大限に発揮できる都市力の強化

重点分野を中心に具体的取組みを集中的に実施

改訂のポイント

I 健康・医療関連産業の世界的なクラスター形成

重点化・拡充

大阪の成長をけん引する戦略分野として健康・医療関連産業を位置づけ、重点的な取組みを進める

- ・ライオンスのポテンシャルを活かし、「健康・医療関連産業」を戦略的分野として重点化
- ・食、スポーツをはじめとしたヘルスケア分野まで含めて、すそ野を広くとらえた産業創出を図るとともに府民の健康向上にも貢献

II インバウンドの増加を契機としたアジア市場の取り込み強化

重点化・拡充

インバウンド促進から、さらに世界の成長の中心であるアジア市場への集中的な取組みの推進を図る

- ・観光インバウンドの伸びとともに、ASEANなど成長するアジア全体への市場展開を図る
- ・集客だけでなく、人材育成や輸出産業の強化など幅広い分野へつながりを広げる

III 第4次産業革命に対応したイノベーションの促進と生産性向上

新規位置づけ

ものづくりなど大阪の強みが活かせる第4次産業革命にかかわる分野への対応を新たに位置づけ

- ・AIやIoT、ロボットなど新たな技術を、生産性の向上やイノベーション（ビジネスモデルの創出を含む幅広い変革）の創出につなげる
- ・ものづくりに加え、観光や健康、福祉、建設、一次産業など様々な産業分野での活用をめざす

IV 人口の減少と産業構造の変化に対応した人材力強化

新規位置づけ

人手不足、人口減少への対応を横断的な課題として新たに位置づけ

- ・産業・雇用政策だけでなく、教育、福祉、住環境、都市基盤など多面的に人手不足への対応が必要になることを位置づけ
- ・潜在的な労働力の活用など多様な人材が活躍できる環境づくりに重点的に取組む

2025日本万国博覧会

- ・健康・医療関連産業を中心に、大阪の高い技術力を、国内外に示す
- ・世界的な課題解決にも貢献
- ・イノベーションを喚起

2025年万博やI Rの実現に向けた取組みとあわせて、重点分野の取組みを加速させるとともに、実現後は、それらをインパクトとして更なる大阪の成長・発展につなげていく

IR

- ・集客のみならず、MICE等を通じ、世界から人材や情報が集まり、新たなビジネスや価値を創造
- ・都市ブランド力の向上

【知的インフラの充実】

〔※府立大学と市立大学の統合、スーパー公設試の創設 など〕

【都市インフラの充実】

〔※高速道路、鉄道ネットワークの充実・機能強化 など〕

5源泉のもと、土壌となる知的インフラや都市インフラの更なる充実を図るとともに、4つの重点分野を設定

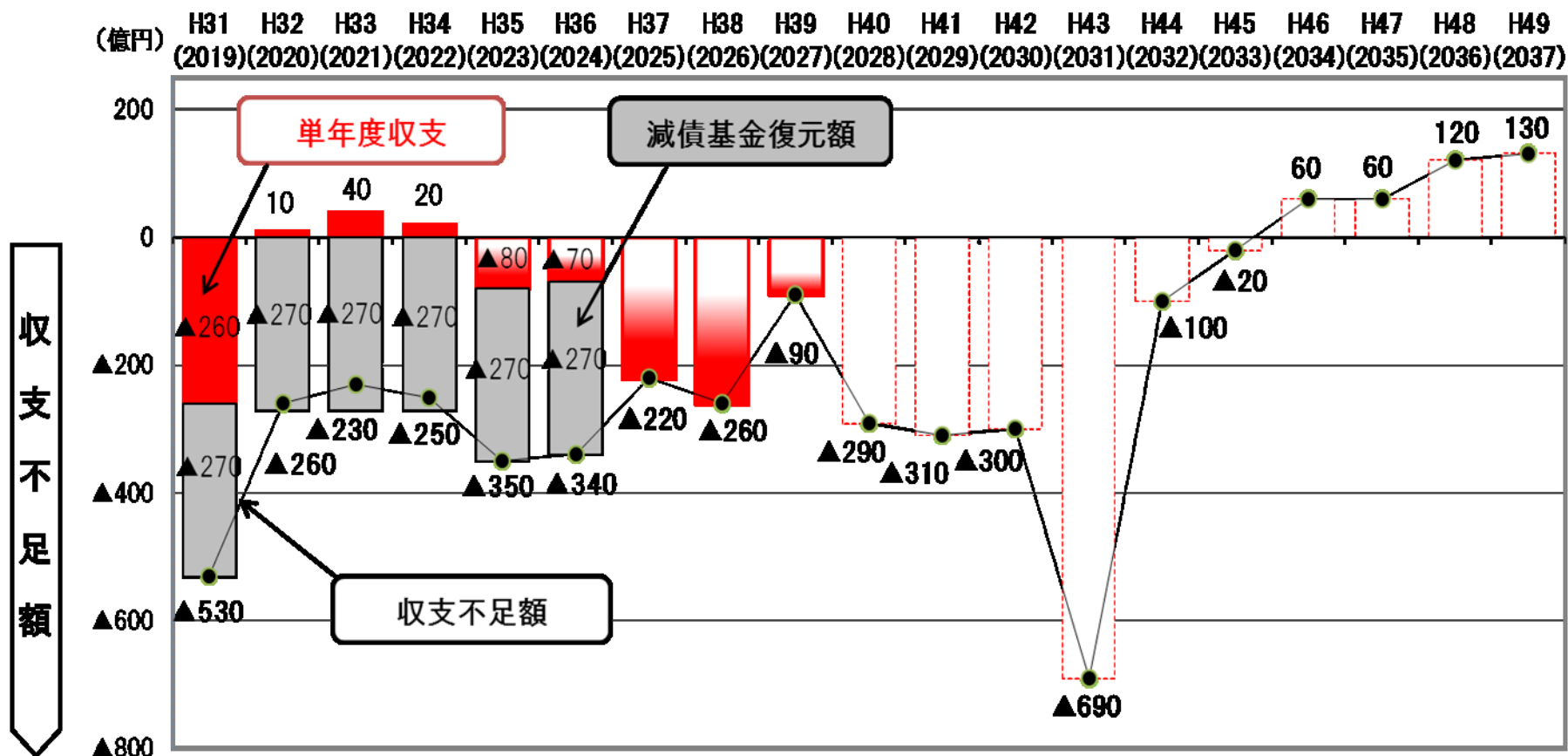
成長のための5源泉〔集客力、人材力、産業・技術力、物流人流インフラ、都市の再生〕

2. 大阪府の財政状況

(6) 今後の財政収支の見通し

減債基金の積立不足額1,625億円の解消に向けて、平成36年度までの間に計画的に復元

(※平成13年度～19年度の間に5,202億円を借入れ、平成30年度までに3,577億円を復元済)



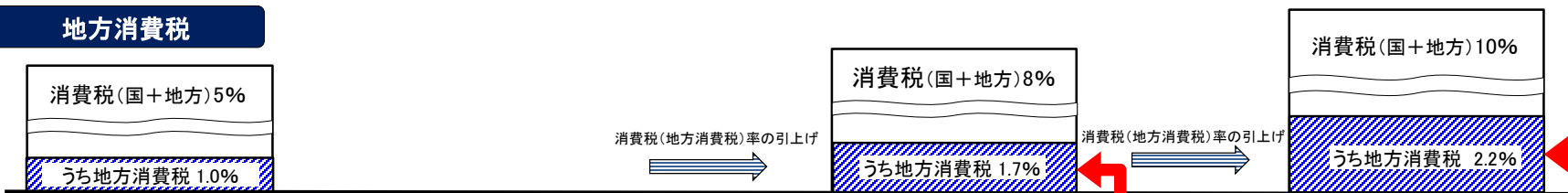
内閣府試算の経済成長率・長期金利や歳入・歳出の状況など、現時点で見込むことができる条件を前提に推計
この試算は不確定要素を多く含んでおり、将来に向かって相当の幅をもってみる必要

3. 財政運営の予見性確保を！

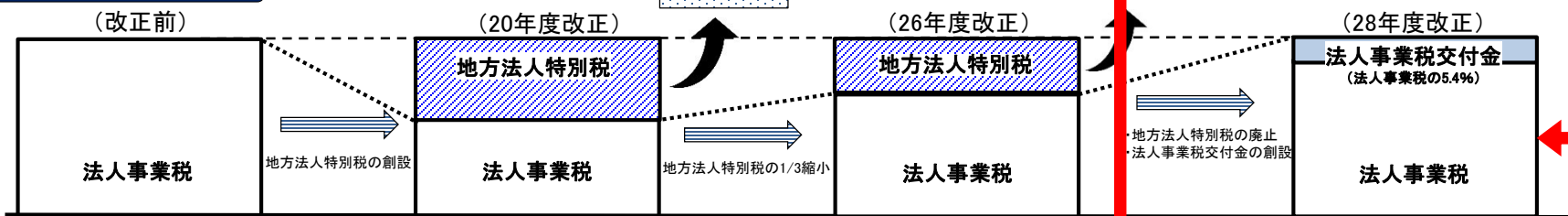
(1) 最近における偏在是正措置

地方消費税率引上げ、法人事業税復元に伴う必要な偏在是正措置は、H28年度税制改正で手当て済み

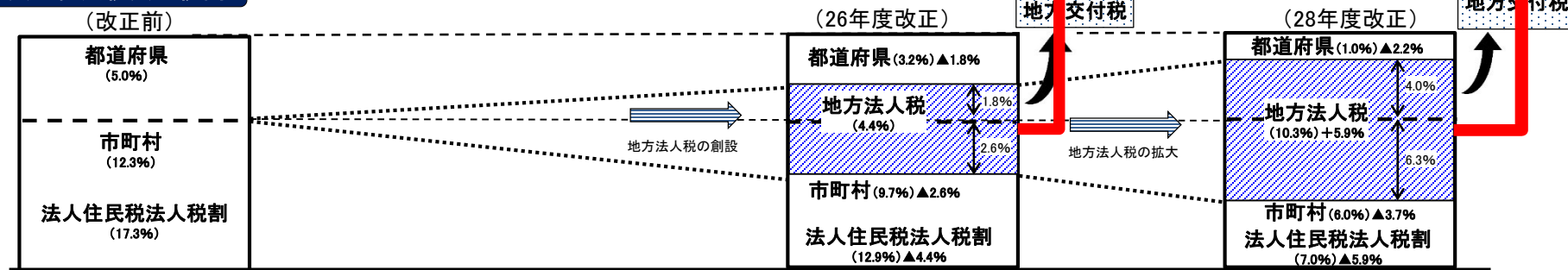
地方消費税



法人事業税



法人住民税法人税割



H20年度以前

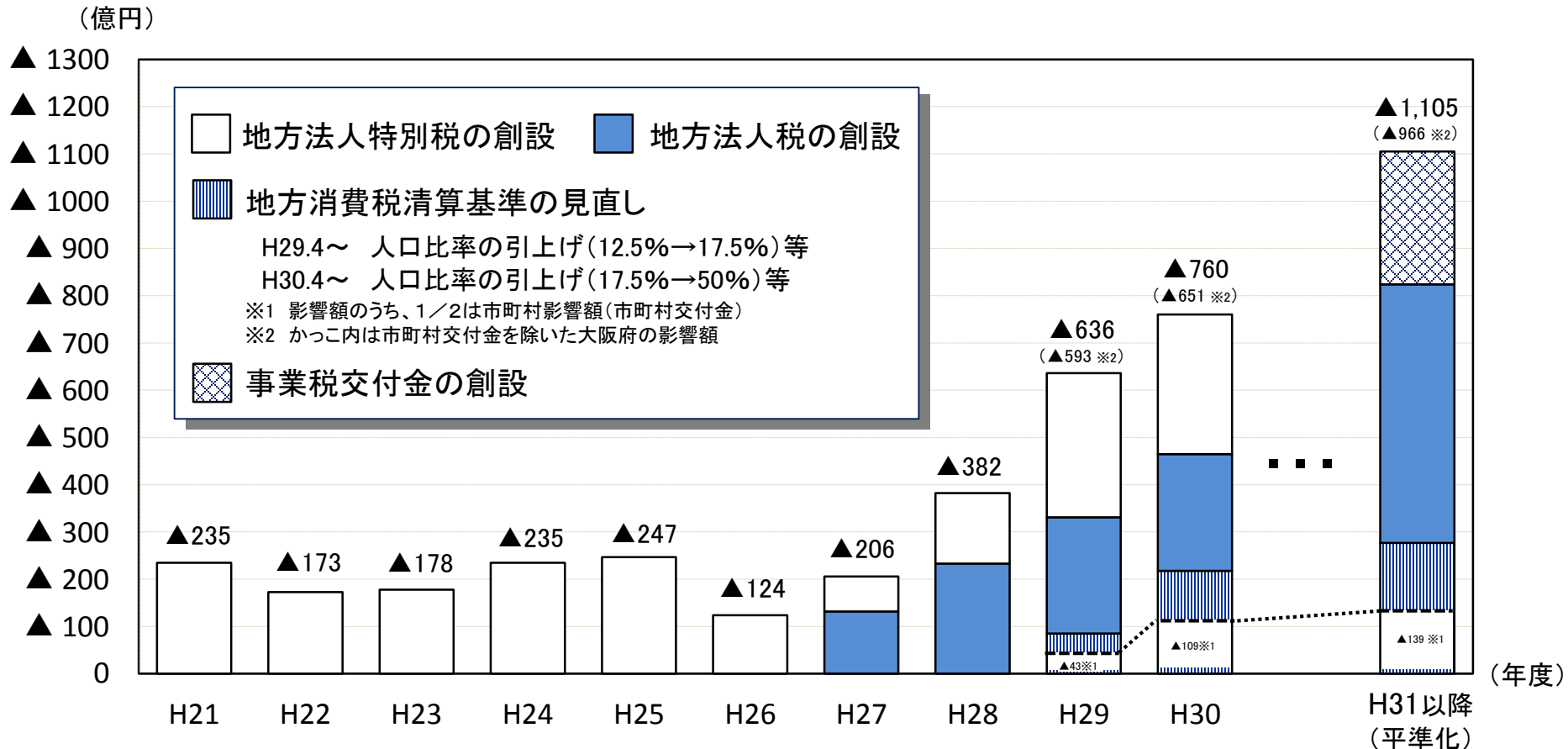
H20年度

H26年度

H31年度

3. 財政運営の予見性確保を！

(2) 過去の偏在是正措置等による大阪府財政収支へのインパクト



- ◇ 平成26年度以降、ほぼ毎年度、大都市部に大きな減収を伴う税制改正。
- ◇ 大阪府では、その影響を折り込んで今後の財政収支を見通し、計画的に財政運営。
- ◇ この上に更なる大きな減収をもたらす税制改正は、財政運営の予見性を損ない、成長に向けた投資や、改革努力・意欲を損なう。

4. 分権型の税制改正を！ —これまでの意見・提言等—

(1) 総務省 検討会(地方法人課税のあり方等に関する検討会)

■ 地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書【抜粋】(平成25年11月)

[地方法人課税のあり方等に関する基本的な認識について]

- 地方法人特別税・譲与税制度は、**将来的な消費税1%相当額との税源交換等を念頭**に置きつつ、税源偏在・財政力格差を早急に是正するために「偏在性の小さい地方税体系を構築するまでの間」の暫定措置として創設された異例の措置。

[地方法人課税のあり方等に関する見直しの方策について]

- **地方消費税の充実**又は**消費税に係る地方交付税法定率分の地方消費税化と、法人住民税法人税割の地方交付税原資化による税源交換を基本的な目標**とすべき。

(2) 全国知事会

■ 地方税源の充実と税源偏在の是正について ~緊急提言~ 【抜粋】(平成19年11月)

- 税源偏在の是正を国・地方とも税収中立の下で行う場合、地方交付税原資としての税目の見直しとあわせて行い、**偏在性が大きく税収の変動が大きい法人二税と消費税の交換により、地方消費税を拡充することを基本**として検討すべきである。

■ 平成25年度 国の施策並びに予算に関する提案・要望【抜粋】(平成24年7月)

- 税制抜本改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずるべきであり、その際には、**①消費税と地方法人課税の税源交換**、**②「地方共有税」の創設**、**③地方税の一部を地方の共通財源と位置付け調整する仕組みの導入**を含めた幅広い検討を行うべきである。

(3) 経済財政諮問会議

■ 平成19年度第14回 有識者議員(伊藤隆敏、御手洗富士夫、八代尚宏)提出資料【抜粋】(平成19年5月)

[地方税財政改革による自治の確立]

- 地方間の偏在度を小さくする工夫を行うべきである

例えば、**①偏在度の大きな法人二税について按分を変える方法**、**②偏在度の大きな法人二税と小さな地方消費税を同額ずつ増減税する方法**、**③偏在度の大きな法人二税を交付税財源にし、交付税財源である消費税を同額地方消費税とする方法**、等が考えられる。

◇ 偏在が小さい地方税体系構築のためには、単に法人に課する地方税を国税化し、地方譲与税や地方交付税の形で再配分するのではなく、地方消費税の一層の拡充など、地方分権の観点に沿って税制全般のあり方を検討すべき。